

第3 SETA 報告書

1 訪問日 2018年9月6日 午前9時～11時

2 担当者

ケルツツ・タルヤモ氏 (Ms. Kerttu Tarjamo SETA Secretary General)

アンニ氏 (Anni Media Assistance)

3 訪問先の概要 (SETA ホームページも参照)

1974年にフィンランドで設立された性的少数者 (LGBTIQ等) の支援・啓発人権団体であり国際的な活動をしており、26の組織からなる。

SETAは性指向・性自認・性表現を問わず平等と個々人の幸福を目指している。

4 聴取事項

(1) SETA 発展の経緯及び活動内容

SETAは1974年に設立した性的少数者 (LGBT等) の支援・啓発団体。

最初のLGBT支援団体は1964年にオランダで設立した。LGBT活動の歴史は長い。

フィンランドでは1971年にLGBTに同性愛が非犯罪化してからLGBT活動が始まったが、当初のLGBT活動は、いわゆるクイア (Queer) な人たちが団結する場であり、人権活動の場ではなかった。

(2) フィンランドにおけるLGBTの歩み

1971年 同性愛の非犯罪化

1974年 SETA創設

1981年 LGBT等が疾病から外される

2001年 登録パートナーシップ制度の立法化

法律婚とほぼ同等の権利がパートナー間に保障されるが、当然に氏の変更・夫婦共同養子縁組が出来ない点で法律婚に劣る。

2002年 トランスジェンダー法の立法化

性別変更の手續が立法化される。

2014年 婚姻法が改正され、同性婚が認められる。

2015年 差別禁止法・男女平等法によって、広く性的指向・性自認・性表現に対する差別が禁止された。

2017年 婚姻法が施行される。

(3) フィンランドにおける性的少数者への差別禁止立法

フィンランドにおいて、性的少数者への差別禁止の立法は複数にまたがっており、LGB (同性愛者、バイセクシュアル) への差別は反差別法によって禁止されている一方で、TI (トランスジェンダー・インターセックス) への差別は男女平等法によって禁止されている。

(4) 市民イニシアティブ法案による同性婚の法制化

市民イニシアティブ (5万人以上の国民の署名によって市民発議の立法が認められる制度) によって同性婚が認められた。市民が発案したその日のうちに5万名を超える署名が集まった。署名は最終的に16万6871名分となった。

これはフィンランドにおける市民イニシアティブによって集められた署名数の内で最多である。SETAは別の調査で、国民の過半数が同性婚に賛成していることを知っ

ていた（齋藤実教授の論文によれば、2006年で45%、2015年で66%の賛成）。

(5) フィンランドにおける性的少数者政策の特徴

ア 同性愛者間の婚姻の自由と子を持つ権利（養子縁組、生殖）

同性カップル間の子については、誰を両親とするか判断基準が必要である。婚姻している女性から生まれた子は夫の子とされるが、女性カップルにおいて母親が第三者から精子提供を受けた場合、精子提供者が公的機関で父親であると申告し、それを母親側が同意すれば、精子提供者が（生物学的な）父親として登録される。

精子提供者が法律親にはならないという申告をすれば、子は女性カップルの多方の養子とすることが出来る。この点について、女性の同性婚カップル間で子が産まれた場合、養子縁組手続等の特別な手続をすることがなく自動的にカップルの子となる法案の準備が出来ていた。しかし現政権ではこの法律案の制定に取り組んでいないようであるため、来年以降に（SETAが主導して）、市民イニシアティブでの立法化を目指すとのことであった。

イ トランスジェンダーの性別変更の容易

性別変更について現行法では下記の要件のもとに手続を行うことが要求されている。

- i) 精神科による性的違和感の診断
- ii) 生殖不能要件
- iii) 18歳以上であること

このうち上記ii)の生殖不能要件については、ホルモン治療のみでも生殖不能と判断される。健康上の理由からホルモン治療が受けられない場合は性適合手術を要する。

フィンランドでは日本のように絶対的な生殖不能要件が定められていない（日本では性転換手術など、永続的に生殖能力を欠くことが要件とされている）。そこで近年、性別変更後に法律上の男性となった者（FtoM）が、ホルモン治療を止めて妊娠し、出産したというケースがあった。

法律上の男性が出産しているが、母親になった以上、出産した者には母親としての福祉保護を与えなければ差別になる。法律が何と規定しようと、事実としてそういった子どもも家族も存在している。このような難しい問題について法改正が必要であり、担当省庁が必要な改正をすると思われるが、現在の政権は3政党の連立政権であり、ある省庁の大臣が改正を拒否しているため、来春（2019年春）の選挙に期待したい。

(6) なぜフィンランドはLGBT先進国なのか

ア 市民に政治参加の意欲が強い。

ヨーロッパにおいて発展的な立法が実現している理由は、20世紀において民主主義、法における支配が強化されたことにより、市民の人権意識が確立して権利意識が強いことがある。その結果、ジェンダーに関する人権意識が強いことが背景として挙げられる。

イ 団体の活動が活発である

フィンランドでは貧困率が比較的 low、教育水準や福祉水準も高いため、市民

の政治・社会参加が盛んである。あらゆる団体が活発に活動しうる素地がある。
ウ ヨーロッパの国際機関（EU、欧州評議会）に加盟していることが大きい。

上記国際団体の加盟により、人権が価値観の中心になった。これらの国際機関の提供する国際ルール及び価値観が人権保障スタンダードの中核を作っている。
エ フィンランド市民は、個人で欧州人権裁判所に提訴でき、その決定には法的拘束力がある。欧州人権裁判所は 1980 年代初頭から LGBT について重要な判断を出しており、加盟国にスタンダードを提供している。例えば同裁判所は、フランスにおける性別変更要件における生殖不能要件は欧州人権規約に反していると判示しており、生殖不能の要件を課している他国にも要件を変更するよう求めている（もっともフィンランドは法改正を渋っている）。

(7) 日本の LGBT 支援へのアドバイス

社会のあらゆる人たちと連携すること（他の利益団体や人権団体とつながること）。話を喜んで聞いてくれる、外部に繋がれる人を見つけることが重要である。1980 年代に HIV が広まり LGBT 団体にとっては向かい風となったが、それでも SETA は関係者・医療機関・HIV サポートセンター等との連携を惜しまず、HIV 基金がフィンランド全土に広まっていった。HIV はゲイの問題だけではなく社会全体の問題であり、こうした規範を積極的に共有していくことで、一部の性的少数者にだけでなく社会全体に活動が認知評価されることになる。

このように、自分達のしている取り組みは、一部の人々の活動ではなく、社会全体にかかわる活動であると自覚すること。性的少数者が受容されることで、マジョリティの社会も良いものになっていくということを確認すべきだということである。

5 訪問を終えて

SETA の取り組み方、他の利益団体との連携を惜しまないという考え方は、ひとえに性的少数者だけでなくあらゆるマイノリティの活動を勇気づけるものである。本視察では、一部の者の利益団体ではなく、マイノリティの受容が社会全体をよくしていくことになる、という言葉が印象に残った。

以上
(菊地初音)